

第157回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和4年10月20日（木） 16:00～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

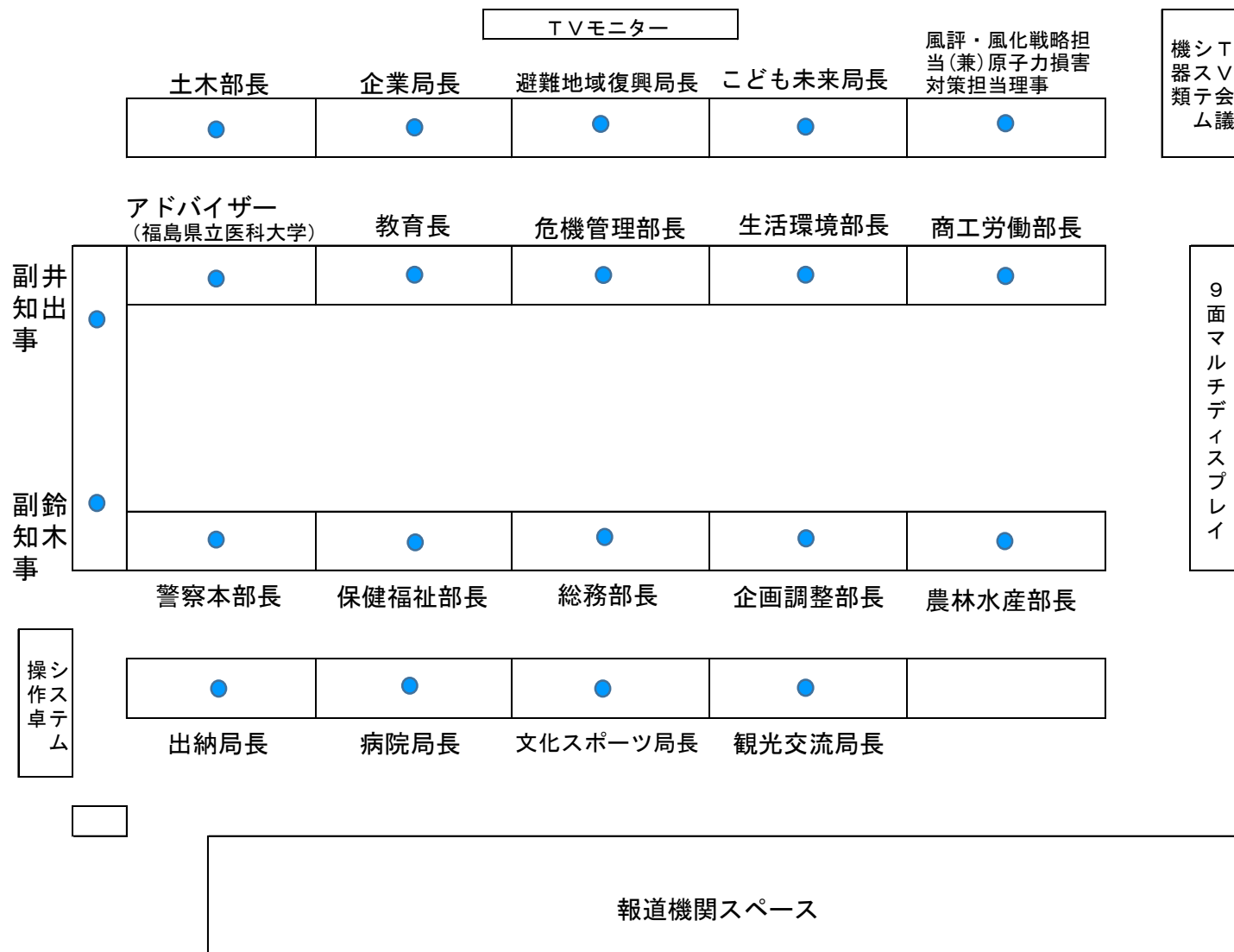
1 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況等について
- (3) その他

2 資 料

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 国内における最近の新規陽性者発生状況について
- 【資料3】 無料検査の期間の延長について
- 【資料4】 新型コロナワクチンの接種状況等について
- 【資料5】 新型コロナウイルス感染症と選挙について
- 【資料6】 感染拡大防止のための基本対策について
- 【資料7】 新型コロナウイルス感染症対策について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第157回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考
1		知 事		欠 席
2		副 知 事	鈴 木 正 晃	
3		副 知 事	井 出 孝 利	
4	総 務 部	部 長	安 齋 浩 記	
5	危 機 管 理 部	部 長	渡 辺 仁	
6	企 画 調 整 部	部 長	橋 清 司	
7	避 難 地 域 復 興 局	局 長	松 本 雅 昭	
8	文 化 ス ポ ー ツ 局	局 長	永 田 嗣 昭	
9	生 活 環 境 部	部 長	久 保 克 昌	
10	保 健 福 祉 部	部 長	國 分 守	
11	こ ど も 未 来 局	局 長	鈴 木 竜 次	
12	商 工 労 働 部	部 長	小 笠 原 敦 子	
13	観 光 交 流 局	局 長	市 村 尊 広	
14	農 林 水 産 部	部 長	小 柴 宏 幸	
15	土 木 部	部 長	曳 地 利 光	
16	出 納 局	局 長	金 子 市 夫	
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理 事	白 石 孝 之	
18	企 業 局	局 長	山 寺 賢 一	
19	病 院 局	局 長	三 浦 爾	
20	教 育 委 員 会	教 育 長	大 沼 博 文	
21	警 察 本 部	本 部 長	児 嶋 洋 平	
○	福 島 県 感 染 症 対 策 ア ド バ イ ザ ー	県 立 医 科 大 学 教	金 光 敬 二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	事 務 局 長	伊 藤 賢 一	
2	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 担 当 次 長	菅 野 俊 彦	
3	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	次 長	半 澤 浩 司	
4	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長	郡 司 博 道	
5	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長 (兼)医 療 対 策 班 長	金 成 由 美 子	
6	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	医 療 対 策 班 長	玉 川 啓	

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和4年10月19日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	198,882人
（うち死亡者数	289人）

(年代別)

10歳未満	33,006人
10代	29,026人
20代	25,045人
30代	31,412人
40代	29,421人
50代	19,371人
60代	14,549人
70代	8,800人
80代	5,453人
90歳以上	2,789人
その他	10人

○入院・入所者数の状況

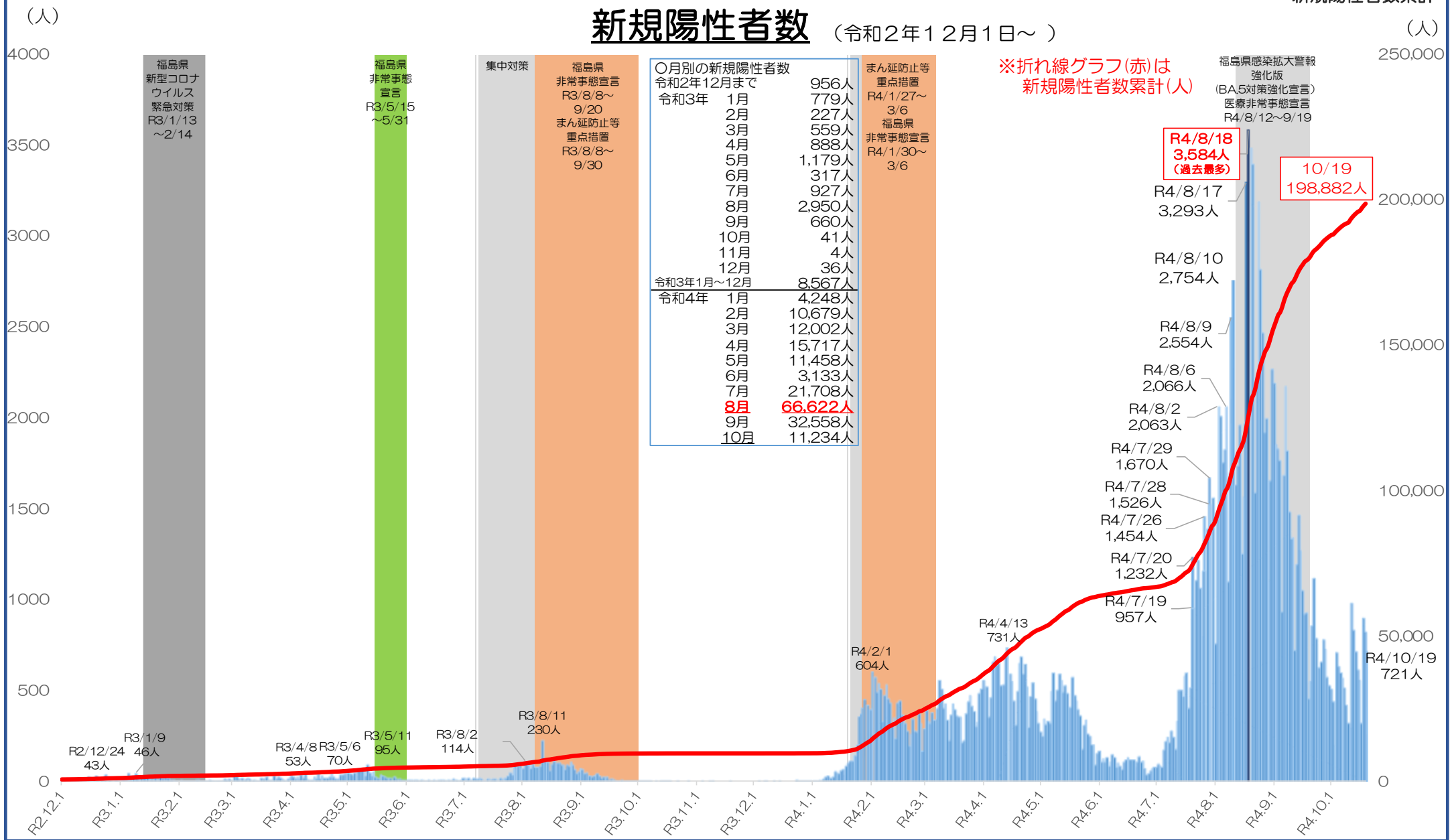
入院者数	232人
（うち重症者数	0人）
宿泊療養施設入所者数	161人
合 計	393人

【病床等の状況】

即応病床数	755床
確保病床数（通常時最大）	759床
（緊急時最大）	831床
（うち重症者用病床数	46床）
病床使用率	30.6%
（うち重症者用病床使用率	0.0%）
宿泊療養確保室数（稼働室数）	1,547室

新規陽性者数 (令和2年12月1日～)

新規陽性者数累計

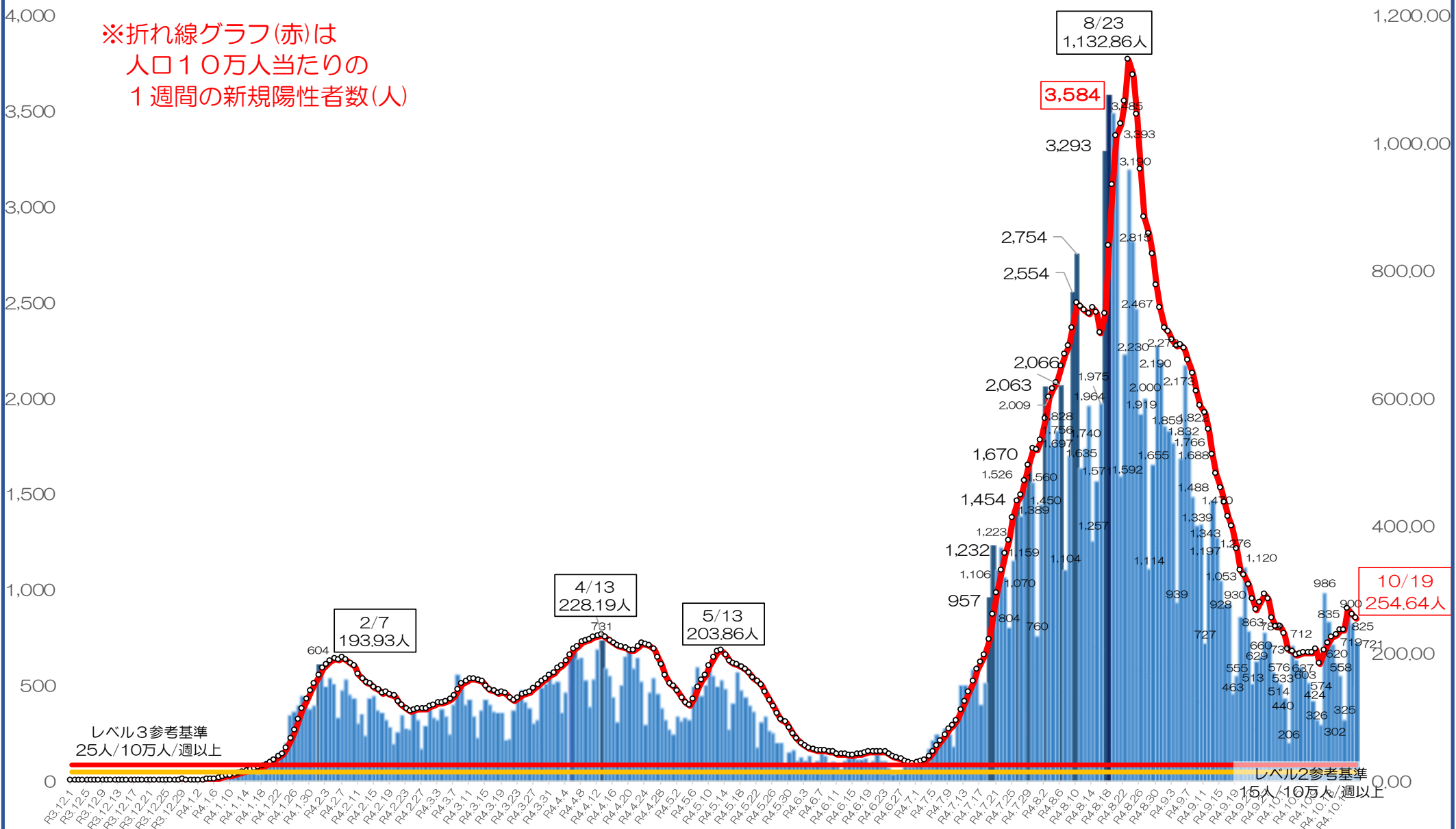


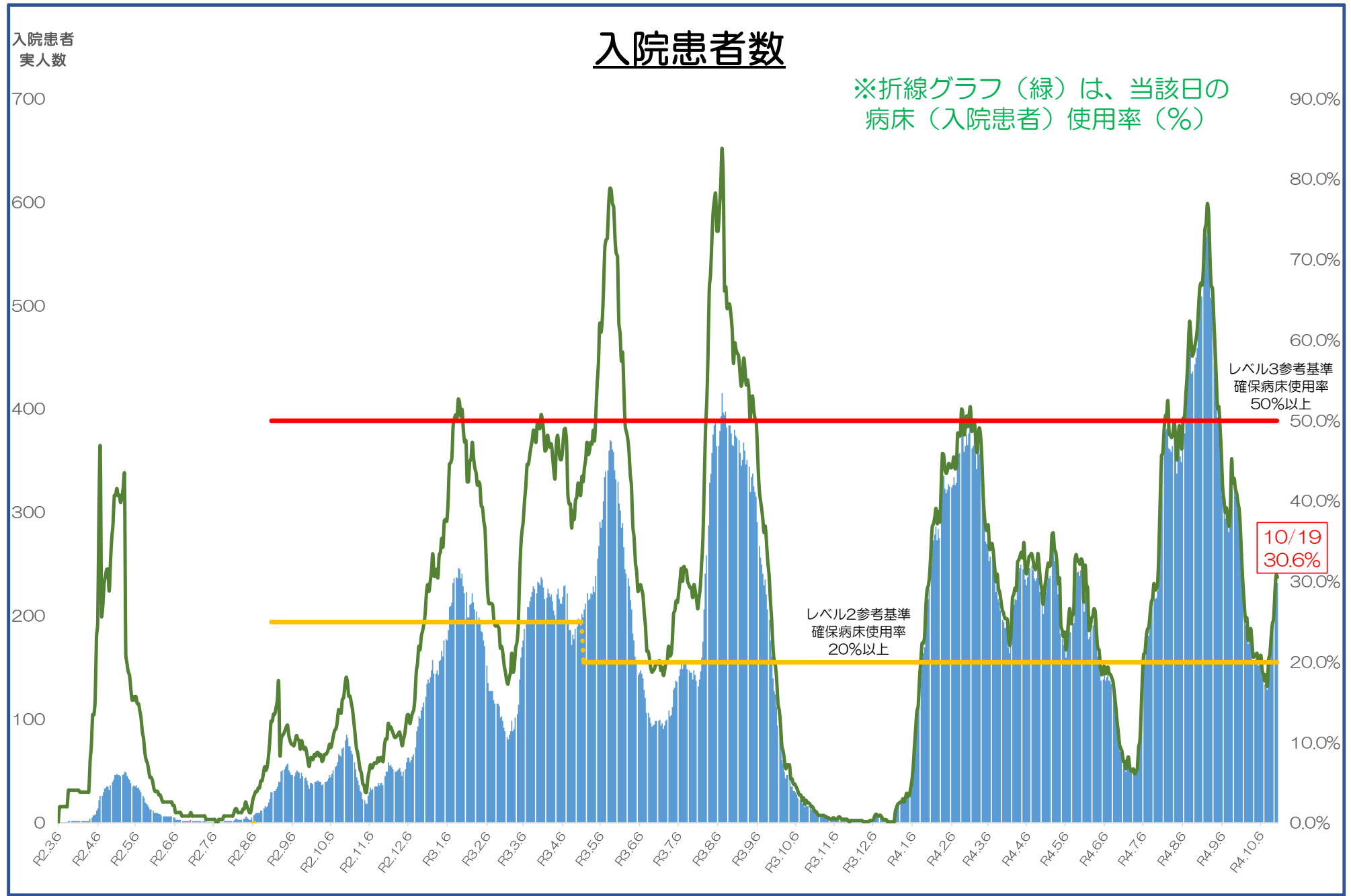
新規陽性者人数

12月以降の新規陽性者数

(人)

※折れ線グラフ(赤)は
人口10万人当たりの
1週間の新規陽性者数(人)

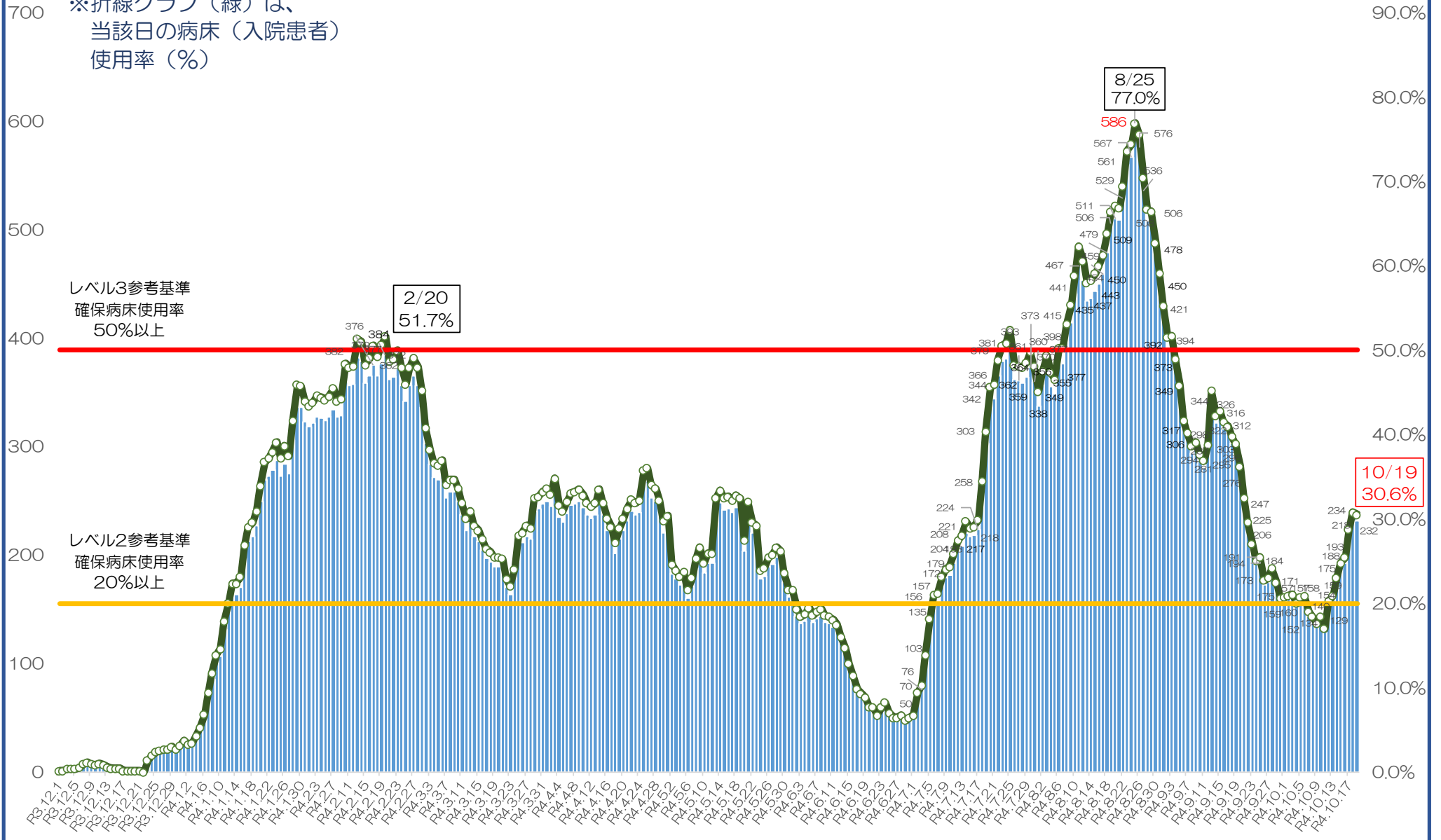




12月以降の病床使用率及び入院患者数

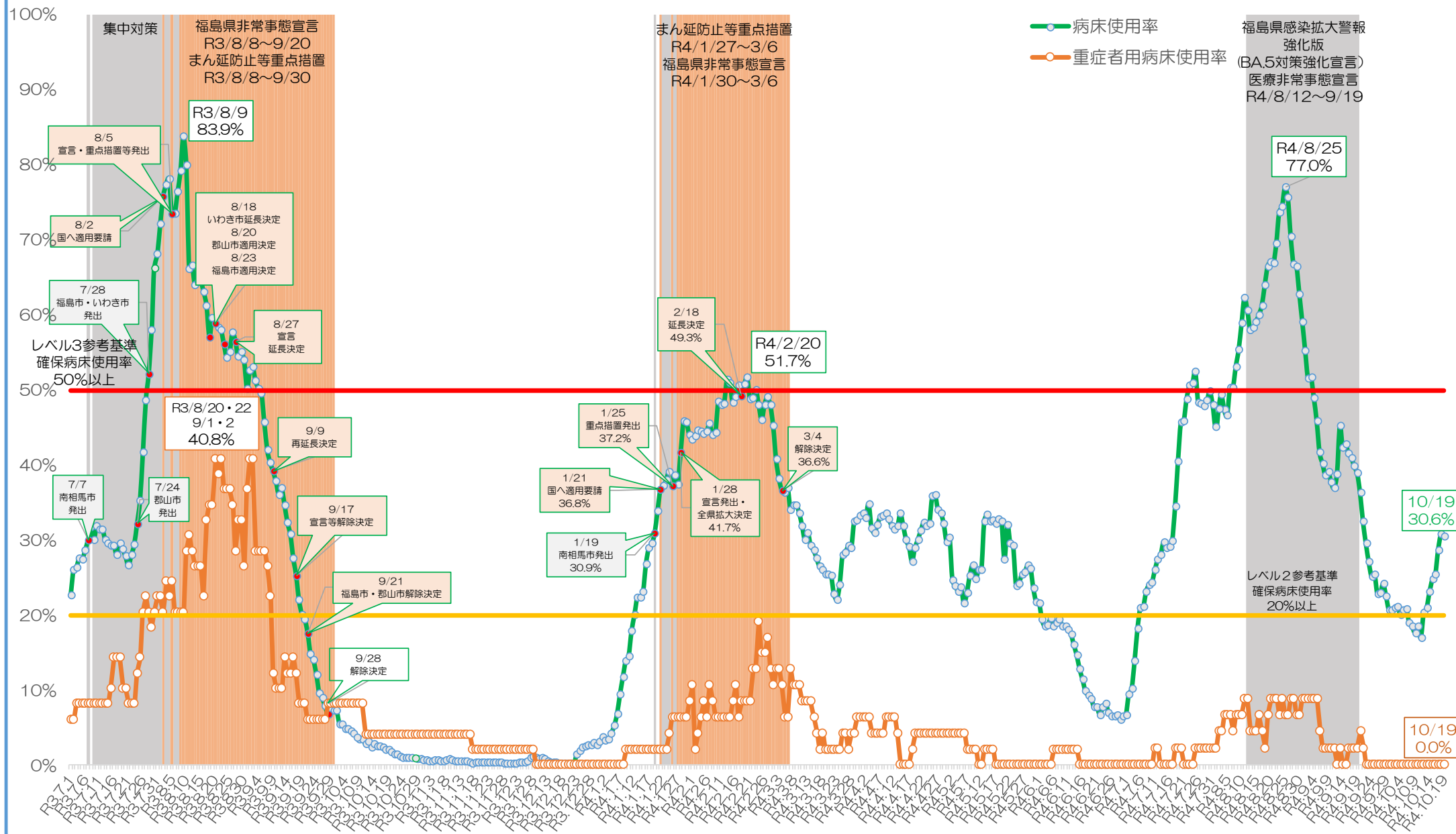
入院患者
実人数

※折線グラフ（緑）は、
当該日の病床（入院患者）
使用率（%）

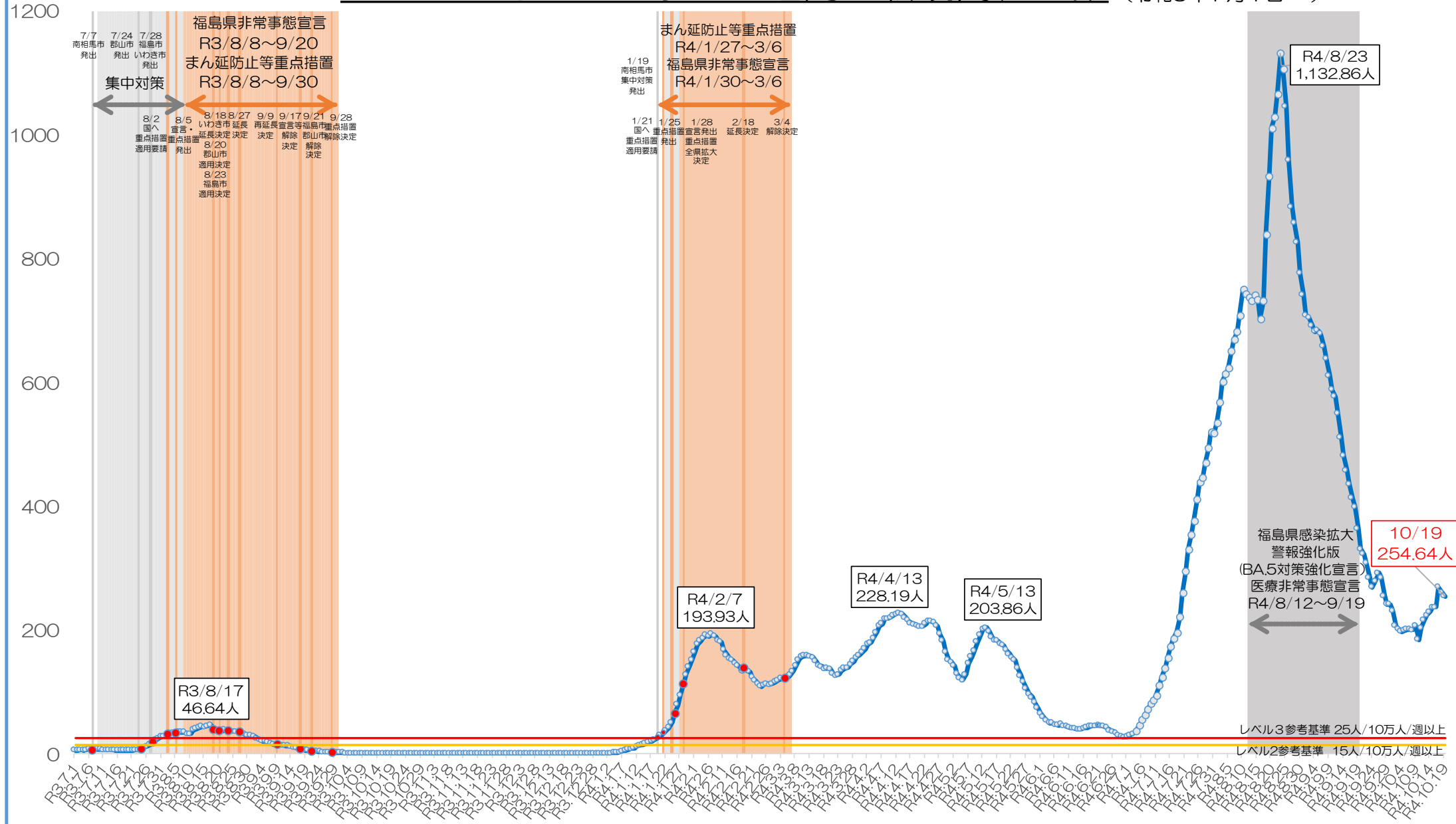


病床使用率及び重症者用病床使用率

(令和3年7月1日～)



人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数 (令和3年7月1日～)



【参考】

レベル判断の参考とするモニタリング指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			
	①病床の逼迫具合				②療養者数 〔10万人当たり〕	③PCR 陽性率	④新規陽性者数 〔10万人当たり ／1週間〕	⑤感染経路 不明割合 (1週間)
	入院医療		重症者用病床					
	確保病床の 使用率	予測ツールによる 病床数の推計 〔3週間後の 必要病床数〕	入院率	確保病床の 使用率				
本県の現状 (直近1週間) (10/13~10/19)	30.6% 〔 $\frac{232}{759}$ 床〕	(参考) 62.6% ※10月19日現在 〔 $\frac{475}{759}$ 床〕	算出不能	0.0% 〔 $\frac{0}{46}$ 床〕	算出不能	算出不能	(参考) 254.64人 〔4,668人〕	算出不能
本県の現状 (先週1週間) (10/6~10/12)	20.3% 〔 $\frac{154}{759}$ 床〕	(参考) 61.0% ※10月11日現在 〔 $\frac{463}{759}$ 床〕	算出不能	0.0% 〔 $\frac{0}{46}$ 床〕	算出不能	算出不能	(参考) 216.46人 〔3,968人〕	算出不能

カッコ内は福島県の数値

レベル2の 参考基準	20%以上 (152/759床以上)	(参考) (50%以上) (380/759床以上)	40%以下 (入院者数/療養者数)	20%以上 (10/46床以上)	20人以上 (367人以上)	5%以上	15人以上 (275人以上)	50%以上 直近1週間の 新規陽性者数が 100名以上の場合
レベル3の 参考基準	50%以上 (380/759床以上)	(参考) (80%以上) (608/759床以上)	(参考) (25%以下) (入院者数/療養者数)	50%以上 (23/46床以上)	30人以上 (550人以上)	(参考) (10%以上)	(参考) (25人以上) (459人以上)	(参考) 50%以上 直近1週間の 新規陽性者数が 100名以上の場合

全体レベルの移行基準について

レベル判断に当たっては、病床のひっ迫具合を重視し、総合的に判断する。

- ・予測ツールによる病床数の推計（3週間後の必要病床数）については、国の指標の取り扱いにあわせ、参考指標とした。（令和4年1月14日）

国内における最近の新規陽性者発生状況について

都道府県別新規陽性者数（上位5都道府県）

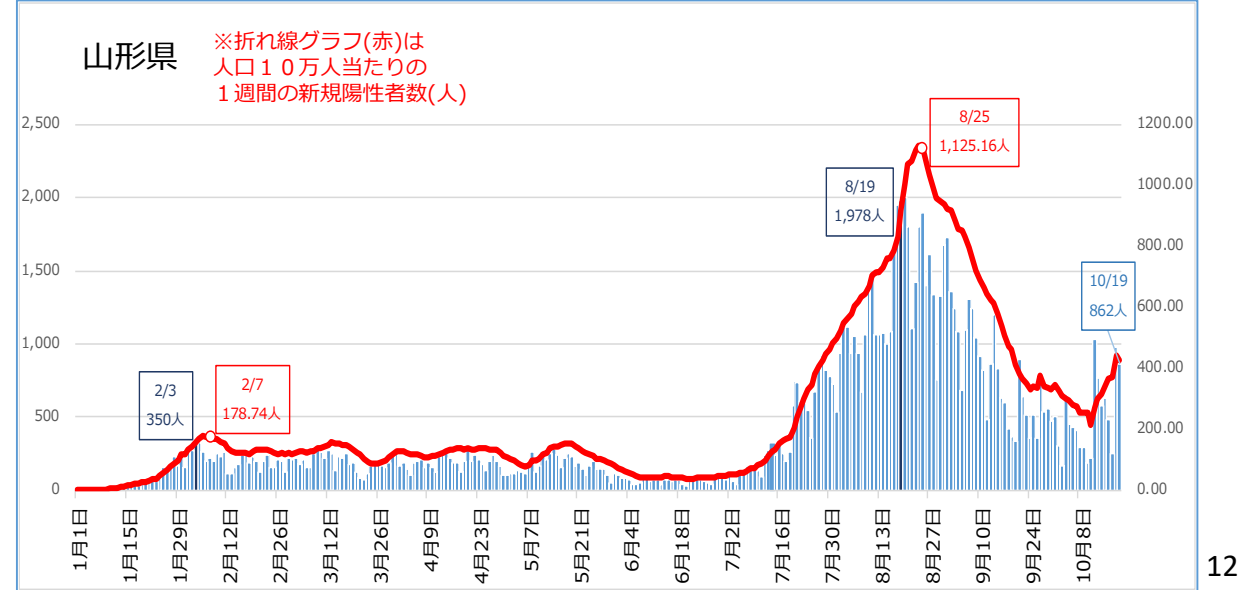
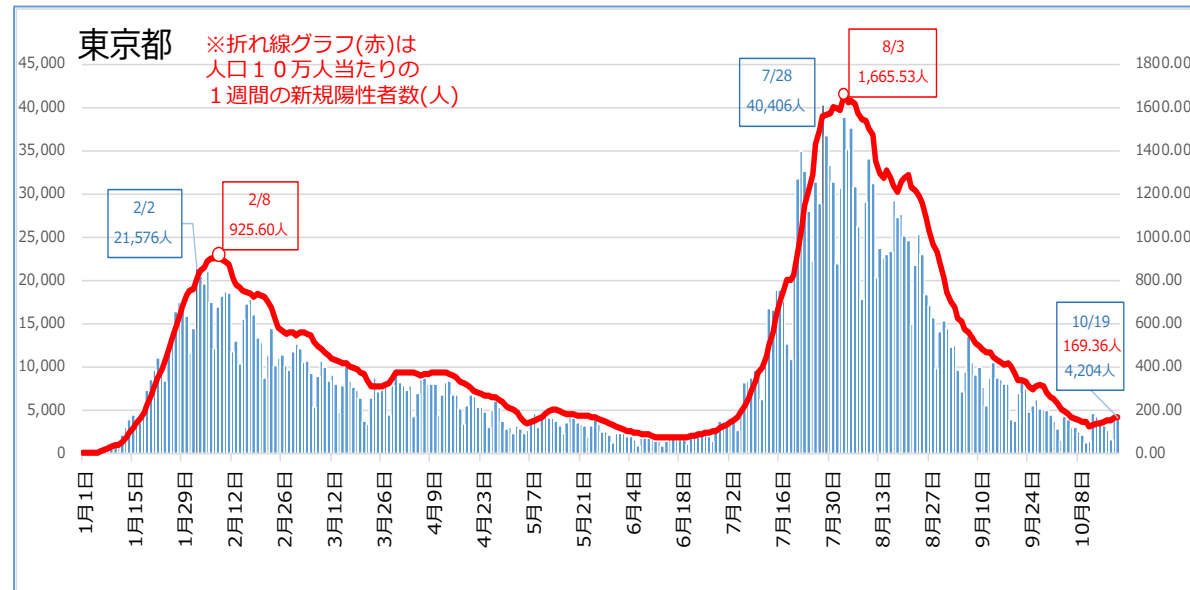
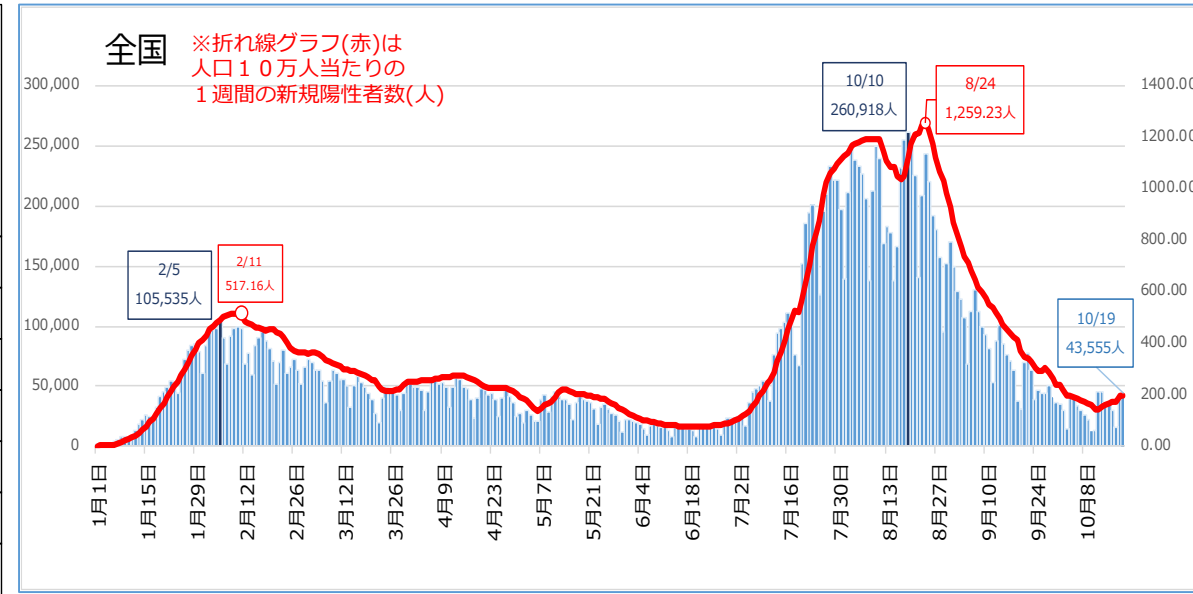
人口10万人当たりの直近1週間の
新規陽性者数（上位5都道府県）

順位	都道府県名	10/19公表分 (10/12~10/18)の 新規陽性者数 (直近1週間)	(参考) 9/19~10/18の 新規陽性者数
1	東京都	23,791	123,386
2	北海道	20,803	70,080
3	大阪府	18,141	85,335
4	神奈川県	13,501	70,765
5	愛知県	11,400	62,382
18	福島県	4,782	18,778
	全国計	248,316	1,138,367

順位	都道府県名	10/19公表分 (10/12~10/18)の 10万人当たり 新規陽性者数 (直近1週間)
1	山形県	426.49
2	北海道	398.17
3	秋田県	336.32
4	長野県	326.46
5	富山県	288.46
10	福島県	260.86
	全国	196.85

(単位：人)

(単位：人)



令和4年1月3日から開始している無料検査（感染拡大傾向時の一般検査事業）について、実施期間を延長します。

記

1 内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、知事より「感染不安を感じる県民は検査を受けるよう」要請するもの

2 対象地域

福島県全域

3 期間

令和4年11月30日（水）まで ※10月31日までとしていた期間を延長するもの。

4 対象者

感染不安を感じる無症状の福島県民

5 検査場所

県内207箇所

（県ホームページに検査実施場所の一覧を掲載。「福島県 無料検査事業者」で検索できます。）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/tourokujigyousha.html>

新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について

1 接種実績（累計）（令和4年10月18日時点）

	接種回数	全人口に対する 接種率	（うち5歳以上11歳以下）	
			接種回数	対象人口に対する 接種率
合 計	5,203,756 回	-	91,192 回	-
うち1回目接種	1,610,078 回	86.1%	44,472 回	43.6%
うち2回目接種	1,592,138 回	85.2%	42,547 回	41.7%
うち3回目接種	1,339,875 回	72.8%	4,173 回	4.1%
うち4回目接種	661,665 回	-		
オミクロン株対応ワクチン接種	55,308 回	3.0%		
全人口（または対象人口）		1,840,525 人		101,938 人

※ 人口は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳データから推計している。

※ 接種率は、死亡した方の接種日が令和3年中の接種回数を除いている。

※ 従来株対応ワクチンによる4回目接種は、60歳以上の方や医療従事者等、接種対象者が限定されていたため、現時点において全人口に対する接種率は算出していない。

※ 3回目接種及び4回目接種の接種回数は、オミクロン株対応ワクチンの接種回数を含む。

注1：1・2回目接種の接種回数は、「医療従事者」「高齢者施設従事者」のワクチン接種円滑化システム（V-SYS）の情報を集計したものと、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したものを合算したものの。

注2：3・4回目の接種回数は、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したものの。

【参考】首相官邸HPより抜粋

3回目接種の年齢階級別接種率（小児接種を除く）の実績

令和4年10月17日更新

	12～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～69歳	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上
全国	41.1%	52.2%	55.9%	64.1%	78.0%	85.6%	85.9%	91.2%	93.0%	93.1%	87.9%
福島県	56.9%	62.1%	64.4%	72.9%	82.3%	87.6%	88.3%	94.8%	92.0%	93.5%	88.4%

※実績は、VRS（本資料更新日の公表値）により集計 ※年齢階級不明は、接種記録から除いている

小児接種の接種率の実績

令和4年10月17日更新

	5歳～11歳	
	1回目	22.6%
全国	2回目	21.6%
	3回目	1.8%

※実績は、VRSにより集計

オミクロン株に対応した
2価ワクチンの接種が開始されました。



【第2報】

ワクチンの種類が増えました。

BA.1かBA.4-5の

いずれか早く打てるワクチンで 1回接種をしましょう。



接種の対象と使用するワクチン



- 新型コロナの従来株とオミクロン株に対応したワクチン（「オミクロン株対応2価ワクチン」）の接種は、**初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の全ての方が対象で、一人1回接種できます。**
- 1・2回目接種を完了した12歳以上で最終接種から5か月（※）以上経過している方は接種可能です。
（※）2022年10月7日時点。接種間隔の短縮等について検討し、10月下旬までに結論を得る予定です。
- 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

〈 オミクロン株対応2価ワクチンの種類 〉

ファイザー社ワクチン 【BA.1対応型／BA.4-5対応型】	1・2回目接種対象者 ×（使用不可）	3回目以降の接種対象者	
		12歳以上 ○	18歳以上 ○
モデルナ社ワクチン 【BA.1対応型】	×（使用不可）	18歳以上 ×	18歳以上 ○

（※）2022年10月時点では、オミクロン株対応2価ワクチンは、11歳以下は接種対象となりません。



オミクロン株対応2価ワクチンの種類と特徴



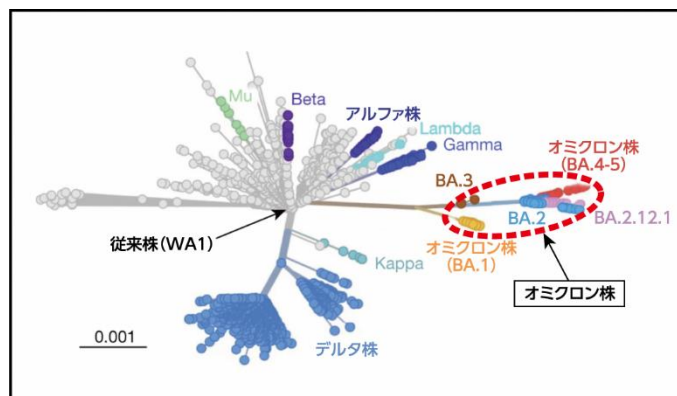
2種類の2価ワクチン（BA.1対応型／BA.4-5対応型）が使用可能ですが、いずれも従来型ワクチン（※）を上回る効果が期待されます。

（※）新型コロナの従来株に対応した1価ワクチン

- 2価ワクチンは、従来株の成分に加え、オミクロン株の成分が含まれています。オミクロン株の成分に2つの種類（BA.1とBA.4-5）があるため、2種類のワクチンがあります。その効果は以下の通りです。

- BA.1、BA.4-5 は、いずれもオミクロン株の種類（亜系統）です（右図参照）。そのため、BA.1 対応型であっても、BA.4-5 対応型であっても、現在流行の中心であるオミクロン株に対しては、1価の従来型ワクチンを上回る効果が期待されています。
- また、BA.1 対応型であっても、BA.4-5 対応型であっても、従来株とオミクロン株の2種類の成分があることにより、誘導される免疫も、より多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられます。

〈 新型コロナウイルスの変異株の枝分かれ（系統樹） 〉



（※）出典をもとに改変

出典：Wang, Q., Guo, Y., Iketani, S. et al. Antibody evasion by SARS-CoV-2 Omicron subvariants BA.2.12.1, BA.4 and BA.5. Nature 608, 603-608 (2022).

初回接種(1・2回目接種)がまだお済みでない方へ



年内に1・2回目接種を

完了することをご検討ください。



1・2回目は年内に

現時点での情報

1

1・2回目接種に使用している従来型ワクチン(※)は、**年内で、国からの供給を終了する予定です。**

初回接種またはオミクロン株に対応した2価のワクチン(オミクロン株対応2価ワクチン)での追加接種をご希望の方は、なるべくお早めに受けてください。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

(※) 従来型ワクチンを使用します。詳しくは、2ページ目のQ1をご覧ください。

2

オミクロン株対応2価ワクチンは、**1・2回目接種が完了しないと接種できません。**

本年9月20日よりオミクロン株対応2価ワクチンによる接種を開始しています。オミクロン株対応2価ワクチンは、1・2回目接種を完了した12歳以上の方が対象で、1人1回接種します。

このワクチンはオミクロン株に対して、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果とともに、持続期間が短い可能性があるものの、感染予防効果や発症予防効果も期待されています。

オミクロン株対応2価ワクチンは、追加接種として臨床試験を実施し、有効性・安全性が確認されているため、従来型ワクチンによる1・2回目接種を完了している方が対象です。

(注) 接種間隔の短縮等について検討し、10月下旬までに結論を得る予定です。

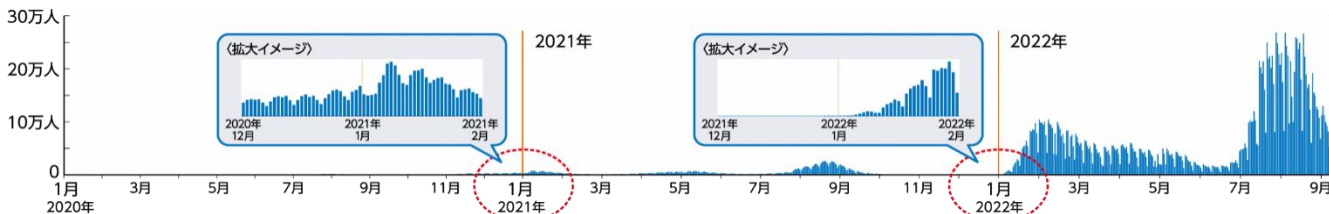
3

年末年始の新型コロナの流行に備えましょう。
計画的なワクチン接種をご検討ください。

これまで2年間、年末年始の後に新型コロナは流行しています。

流行に備えて、重症化リスクの高い高齢者等はもとより、若い方にもオミクロン株対応2価ワクチンによる接種をおすすめしています。

■ 日本国内の新規感染者数(1日ごと)



出典：厚生労働省ホームページ「国内の発生状況」をもとに作成

令和4年11・12月の大規模接種等（初回接種）の実施予定

令和4年10月20日
ワクチン接種チーム

	郡山市（大規模接種会場）	福島市 〔ノバボックス社ワクチン接種センター 3月末まで実施予定。〕
使用ワクチン	ノバボックス社ワクチン	
実施会場	ホテルハマツ (郡山市虎丸町3-18)	福島県保健衛生協会 (福島市方木田字水戸内19-6)
実施日時	11/26(土) 13:00~16:30 ビッグパレットふくしま (郡山市南二丁目52) 12/17(土) 13:00~16:30(1回目接種の予約不可)	11/14(月) 15:00~15:45 12/ 5(月) 15:00~15:45 12/26(月) 15:00~15:45
接種規模	各日150名	各日30名
対象者	原則、新型コロナワクチンの初回接種（1・2回目接種）が完了していない方 (未接種又は1回目のみ接種済みの方。なお、県内在住で接種券がある12歳以上であること。)	
予約開始日	令和4年10月24日(月)午前9時～ ※ 1回目接種を予約された方は、3週間後の2回目接種の予約も併せて行っていただきます。	
予約方法	○県コールセンターでの予約受付 ○県HPでのWeb予約受付	

新型コロナウイルス感染症と選挙について

**10月30日は、第22回福島県知事選挙と県議会議員補欠選挙の投票日です。
感染対策をしっかりとって、投票に行きましょう！**

濃厚接触者の方は

- 投票のために外出することは「**不要不急の外出**」には当たらず、投票所等において投票していただいても差し支えありません。

※マスクの正しい着用、手洗い・手指消毒、人と人との距離の確保など、基本的な感染対策の徹底に御協力をお願いします。

陽性になった宿泊・自宅療養者の方は

- ① 一定の要件に該当する方は、「**特例郵便等投票**」が利用できます。
- ② 郵便による投票をするためには、**投票日の4日前（10月26日）必着**により、住民票のある市町村の選挙管理委員会あてに投票用紙を請求する必要があります。
- ③ 現在療養中の方は、症状がなくなり、療養期間が終了すれば、投票所に行って投票ができます。



特例郵便等投票について
(総務省HP)

- ◎ 投票日当日の混雑による感染不安のある方は、**期日前投票**をご利用ください。
(期日前投票の理由に該当します。)

感染者数にリバウンドの兆候が見られ、感染対策の徹底が必要です。

新規陽性者数の推移（曜日別/日陽性者数）

令和4年10月19日現在

（単位：名）

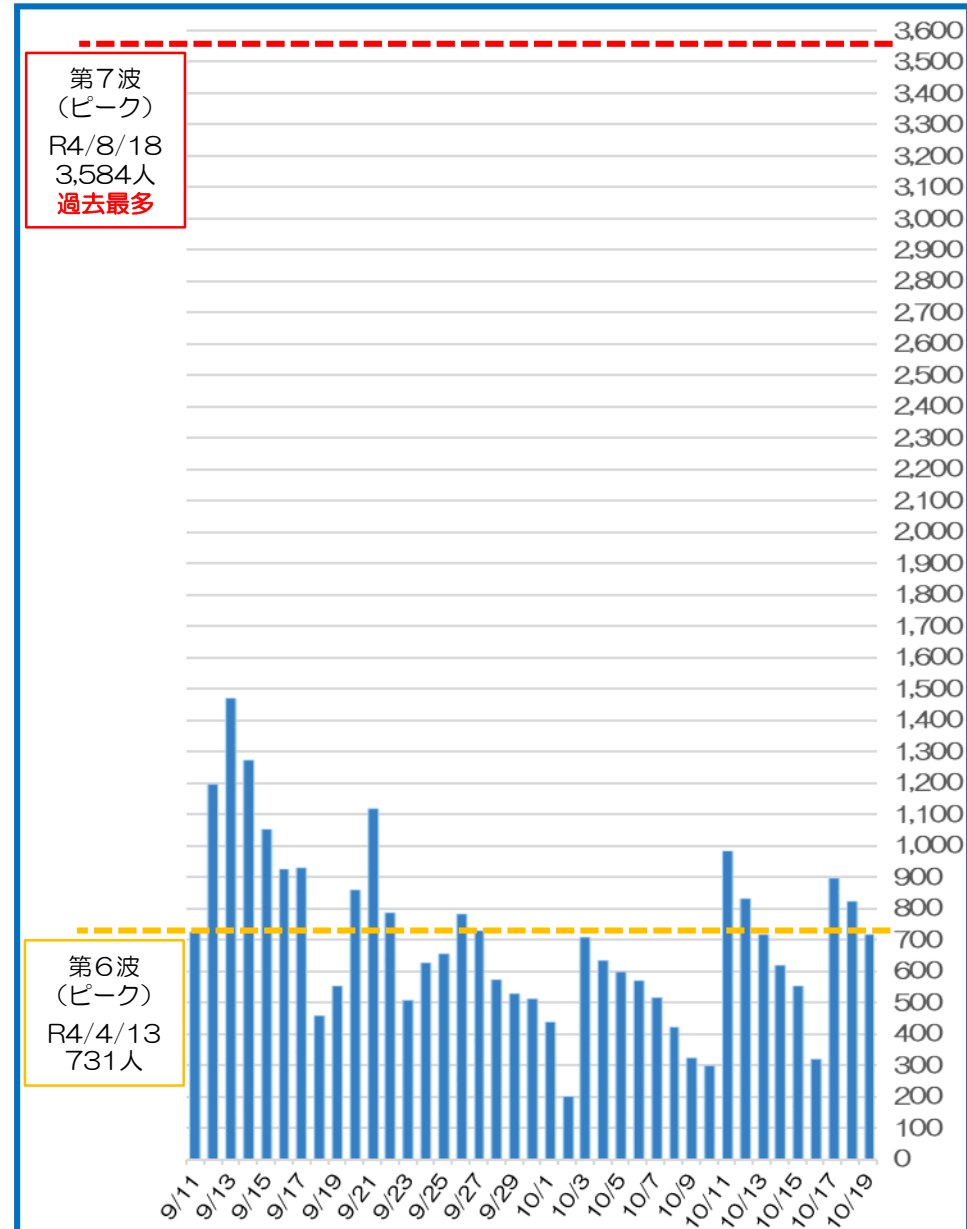
日	月	火	水	木	金	土
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17
727 (77%)	1,197 (71%)	1,470 (68%)	1,276 (70%)	1,053 (71%)	928 (69%)	930 (69%)
9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24
463 (64%)	555 (46%)	863 (59%)	1,120 (88%)	788 (75%)	513 (55%)	629 (68%)
9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30	10/1
660 (143%)	783 (141%)	731 (85%)	576 (51%)	533 (68%)	514 (100%)	440 (70%)
10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8
206 (31%)	712 (91%)	637 (87%)	603 (105%)	574 (108%)	521 (101%)	424 (96%)
10/9	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15
326 (158%)	302 (42%)	986 (155%)	835 (138%)	719 (125%)	620 (119%)	558 (132%)
10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22
325 (100%)	900 (298%)	825 (84%)	721 (86%)			

数字

前週より新規陽性者数が多い日（1倍以上2倍未満）

数字

前週より新規陽性者数が多い日（2倍以上）



事業所での感染対策

職場での感染対策は徹底されていますか？再確認をお願いします！

感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、引き続き、対策の徹底に御協力をお願いします。

事業所での感染対策

○ 手指消毒・マスクの正しい着用・十分な換気



○ 在宅勤務(テレワーク)等、
人と人との接触を減らす取組の推進



○ 従業員等の 日々の健康管理の徹底と 休みやすい環境づくり

○ 感染者・濃厚接触者となった従業員の勤務再開に当たって、療養期間・待機期間終了後の陰性確認を求める必要はありません。

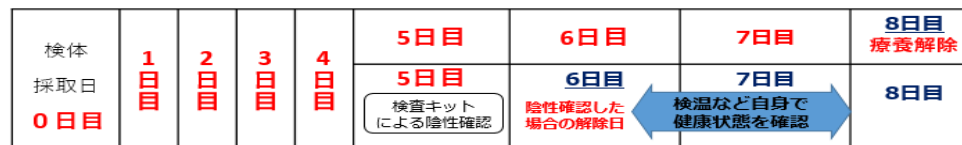
- ◎ 療養を終了した方は、検査で陰性が確認されていなくても、他人への感染性が極めて低くなっています。（濃厚接触者の方についても、待機期間を終了すれば同様です。）
- ◎ 定められた療養期間を終了した場合には、改めて検査をする必要はありません。勤務再開に当たり、陰性証明書等の提出を求めないでください。
- ◎ また、陰性確認のための検査で医療機関を受診することのないようお願いします。

療養期間等

- 症状のある方 発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可能



- 症状のない方 検体採取日から7日間経過した場合には、8日目に解除可能
(5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には6日目に解除可能)



※陰性確認のための県配布の抗原検査キットの使用は控えてください。

- 濃厚接触者 陽性者と最後に会った次の日から5日間自宅待機し、7日間が経過するまでは慎重に行動

秋の行楽シーズン時の感染対策

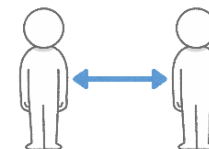


「行動制限がない」ことは「感染リスクの高い行動をしてもよいことではない」ことに注意しましょう。

楽しい思い出にするためにも、**メリハリをつけた感染対策**をお願いします。

○ **普段会わない人と会う機会が多くなります**ので以下の点に注意しましょう

- **体調が悪い時は人と会わない（外出しない）**
- **マスクの正しい着用・距離の確保・十分な換気**
- **移動先の感染状況等の確認を**



○ **飲食（屋内外）の機会**は**感染のリスクが高まります**

- 短時間、距離を取る、会話時はマスクを着用する、大声での会話は控える等の対策を
- ※ 親戚等が集まり**人数が多くなる場合**には特に注意
- ※ お店を選ぶ時は**感染防止対策の徹底された認定店**を利用



○ **お祭り・イベント時の前後も感染対策の徹底をお願いします**

- **イベントの主催者・参加者**については、事前準備や終了後の反省会等でも注意を
- ※ 練習、準備の前後での飲食や打ち上げ等での感染事例あり



感染拡大防止のための基本対策

令和4年6月9日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1

一人ひとり**基本的な感染対策**を**徹底**してください。



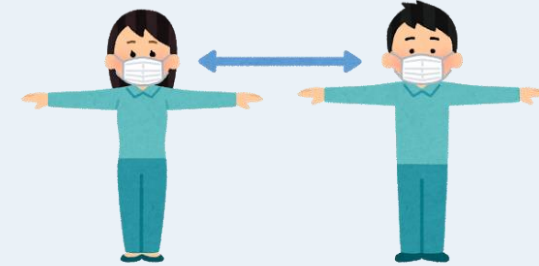
場面に応じて
マスクを正しく着用※
しましょう。
(不織布マスクを推奨)



こまめな手洗い、
手指消毒を徹底
しましょう。



窓を開けるなどして、
こまめな（できれば常
時）換気をしましょう。



人と人の距離は、
できるだけ2m
取りましょう。

- ・ 高齢の方や、基礎疾患のある方は、
感染リスクの高い行動は控えましょう。



- ・ 家庭から感染が広がらないよう取り組みましょう。
- ・ 同居するご家族が、濃厚接触者と判明した日から
数日程度、出勤等を控えるなどの検討をしましょう。



✕ マスク着用の考え方

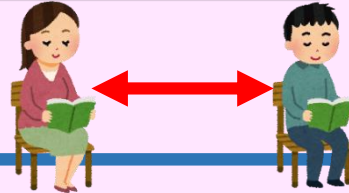
基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更なし
(判断に迷ったら着用をしましょう)

身体的距離 (2m以上を目安) 確保

- ・ 会話を行う場合、着用を推奨
- ・ 会話をほとんど行わない場合、
着用の必要なし



屋内



- ・ 会話の有無を問わず、着用を推奨
(例) 通勤電車の中



身体的距離の確保不可



屋外

- ・ 会話の有無を問わず、着用の必要はない
(例) 公園での散歩など



- ・ 会話を行う場合、着用を推奨
- ・ 会話をほとんど行わない場合、
着用の必要なし
(例) 徒歩での通勤等、
人とすれ違う場合



高齢者との面会時や病院内などハイリスク者と接する場合は、マスク着用を推奨

小学校就学前の児童のマスク着用について

- ・ 2歳未満 (乳幼児) はマスク着用を奨めない
- ・ 2歳以上は、マスク着用を一律には求めない



出典：
新型コロナウイルス感染症対策の基本的
対処方針
(R4.5.23 政府 新型コロナウイルス感
染症対策本部 決定)

2

**症状がある場合は登校・出勤を控え、
早めに受診してください。**



※発熱やのどの痛みなど少しでも症状がある場合、
早めに受診することが大切です。

かかりつけ医や診療検査医療機関※に相談してください。

※県ホームページで検索できます

福島県 診療検査医療機関

検索Q

相談先に迷う場合は受診・相談センター(Tel0120-567-747)へ

3

**会食時は、感染リスクが高まることから、
以下に十分注意してください。**

(テーブル間の距離もしっかり確保してください。)

控えてください！



体調不良で参加



大声やマスク
なしでの会話



深酒・長時間



テーブル間の移動

・ **感染対策の徹底された飲食店を利用**してください。

※ お店側は「業種別ガイドライン」の遵守など、お店側と利用する側、
双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

**「ふくしま感染防止対策認定店」
をおすすめします！**

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を
確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



4

**旅行や帰省等、移動する時は、
ご自身の体調管理や、
移動先の感染情報把握などを含め、
感染防止対策をお願いします。**



出発前に確認！



県内及び各都道府県の外出自粛等の
行動制限の状況は、県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



5

新型コロナワクチンの接種を検討してください。

- ・ ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、
「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



事業者の皆さまにお願いします

- ・ **職場内の感染防止対策**を徹底してください。
 - 従業員等の**手指消毒**や**マスク着用**の徹底、職場内の**消毒**や**換気**など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - 従業員等の**出勤時の健康チェック**を徹底してください。
 - 休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで**居場所の切り替わり**に**注意**してください。
- ・ **ローテーション勤務**や**時差出勤**、**テレワーク**、**オンライン会議**等を活用し、**人との接触機会の低減**にご協力ください。
- ・ **事業継続計画（BCP）の再確認や策定**をお願いします。
- ・ **業種別ガイドライン等**を遵守願います。
(法第24条第9項に基づく要請)

イベント等を開催する事業者の皆さまにお願いします

- ・ イベント等の開催にあたっては、規模にかかわらず、以下の**感染防止対策を徹底**してください。

- 「三つの密」が発生しない席の配置
- 出演者や参加者等に係る行動管理
- 会場内の消毒や換気 など
- 人と人との距離の確保
- 正しいマスクの着用

イベントの開催

- ・ **5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施**する場合は、**「感染防止安全計画」**を開催2週間前までに提出してください。
- ・ 上記イベント開催後は**「結果報告書」**を提出してください。
- ・ 上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等での公表をお願いします。

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません

※大声ありのイベント 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

【感染防止安全計画の提出先：県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】

電話：024-521-8644（受付時間9時～17時）

mail：corona-event@pref.fukushima.lg.jp

詳しくは、県HPを参照してください。<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

施設の設置・管理者の皆さまにお願いします

- ・ 職員の方（ご家族を含む）の体調管理を徹底し、症状が疑われる場合は仕事を休み、速やかに受診できるように配慮をお願いします。

大学・専門学校等

- ・ 感染防止対策について、学生への周知と注意喚起をお願いします。

中学・高等学校

- ・ 感染対策のマニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での感染防止対策や学校外の感染防止対策にも、指導・注意喚起をお願いします。

小学校・放課後児童クラブ

- ・ 感染対策のマニュアル等を踏まえ、学習活動での感染防止対策をとり、時間や場所の分散を図り、密集や近距離での活動に留意願います。

幼稚園・保育所・認定こども園等

- ・ 感染対策のマニュアル等を確認し、発育状況や活動状況等に応じて感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者・障がい（児）者施設

- ・ 感染対策のマニュアル等及びチェックリストを確認し、感染防止対策を徹底してください。

新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠: 前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3		・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	対策本部、総務部
4		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
5		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	R2/6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
7	R2/6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
8	R2/7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
9	R2/9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
10	R2/9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
11	R2/11/6～	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
12	R2/12/1～	・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
13	R3/2/12	・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。	生活環境部
14	R3/7/1～	・感染拡大地域との不要不急の往来自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。 「感染拡大地域との往来は自粛を」を表示(R3/7/1～R3/9/30) 「感染拡大地域との往来は注意を」を表示(R3/10/1～R3/11/18) 「移動する時は、感染防止対策を」を表示(R3/11/19～当面の間)	土木部
15	R3/12/20～	・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、注意喚起の広報を実施	対策本部、総務部
16	R4/2/16	・ダルライザーを起用した子ども向けの感染対策動画の作成・ホームページでの周知	対策本部
17	R4/4/25	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第27版)を作成	対策本部

(2) サーベイランス・情報収集

18		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、保健福祉部
----	--	-------------------------------	------------

※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載

(3)まん延防止

1)感染拡大防止対策等

①全般的な取組			
19	R2/6/17	・接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、危機管理部
20	R2/9/11	・「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
21	R2/10/23	・県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行業者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について(依頼)」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
22	R2/11/19	・県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、危機管理部
23	R2/11/20	・市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行業者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について(通知)」を発出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。(内容:バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし)	観光交流局
24	R2/12/9	・庁内各部署、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について(通知)」を発出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
25	R2/12/11	・新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
26	R2/12/14~	・感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
27	R3/2/15~	・高齢者施設・障がい者(児)施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。	保健福祉部
28	R3/2/26~	・福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。	保健福祉部
29	R3/3/1	・高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。	保健福祉部
30	R3/3/2	・市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル(Ver1.0)を市町村・関係団体へ配布	対策本部
31	R3/3/3	・医療機関でのクラスター発生を踏まえ、医療機関に対して、院内感染対策の徹底を依頼。	保健福祉部
32	R3/4/8	・感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始	保健福祉部
33	R3/5/10~	・感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。	対策本部
34	R3/11/25	・5,000人超かつ収容人数50%以上のイベントの開催に伴う感染防止安全計画の受付を開始	対策本部
35	R3/12/27	・ワクチン・検査パッケージ活用等に必要となる検査開始	対策本部
36	R4/1/3	・無料検査(感染拡大傾向時の一般検査事業)の実施(~令和4年10月31日) ※9/22延長決定(9/30→10/31)	対策本部
37	R4/5/13	・市町村に対し、子どもの感染拡大防止重点対策に伴う児童関連施設における感染症対策の徹底(家庭内・施設内)を依頼する文書を発出。	子ども未来局
38	R4/7/29	・児童福祉施設等に対し、オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方針を知らせる文書を発出。	子ども未来局

39	R4/8/29	・市町村に対し、「福島県感染拡大警報強化版」の延長に伴う児童関連施設での感染症対策の徹底を依頼する文書を発出。	こども未来局
40	R4/9/15	・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
41	R4/9/20	・「福島県医療非常事態宣言」及び「福島県感染拡大警報強化版(BA.5対策強化宣言)」の終了に伴い、基本対策に移行	対策本部
42	R4/9/30	・市町村に対し、全数届出の見直しに伴う児童関連施設での感染症対策の徹底を依頼する文書を発出。	こども未来局
43	R4/9/30	・児童福祉施設等に対し、感染症対策の徹底を依頼する文書を発出。	こども未来局
44		・医療機関に対する医療資材の配布、福祉施設に対するマスク・消毒液の配布を実施	対策本部、保健福祉部、こども未来局

(4) 医療等

1) 相談体制

45	R2/2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、保健福祉部
46		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応)	対策本部、保健福祉部
47	R2/5/25	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)等の回線数を増設。 ・相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 ・帰国者・接触者相談センター :15回線 ※21:00~8:30は4回線	対策本部、保健福祉部
48	R2/11/1~	・「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、保健福祉部
49	R3/1/18~	・19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。	生活環境部
50	R3/4/28~	・受診・相談センターへの電話、通訳支援を実施する外国人住民向け電話相談窓口について、ヒンディー語を加えた20言語対応に拡充	生活環境部
51	R4/4/28	・重症化リスクが低い自宅療養者の健康観察・相談業務を実施する自宅療養者等フォローアップセンターを開設	対策本部

2) 外来医療提供体制

52	R3/2/24~	・県内の帰国者・接触者外来の設置数48	対策本部
53	R3/11/1~	・県内の地域外来の設置数19(うち県委託16)	対策本部
54	R4/7/11	・発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、620機関を指定	対策本部
55	R4/8/22	・重症化リスクの高い方が適切に医療機関を受診できる体制を確保するため、重症化リスクがない方を対象に、医療機関への受診を経ずに陽性者として登録する「福島県陽性者登録センター」(医師配置)を設置	対策本部

3) 検査体制

56	R2/9/1~	・妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
57	R4/5/20~	・県内の一日あたりのPCR等検査能力は通常最大時で11,500検体	対策本部、保健福祉部
58	R4/7/11	・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として令和2年9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が662となった。	保健福祉部

59	R4/7/29	・重症化リスクの低い濃厚接触者・有症状者に抗原定性検査キットを配布(実施期間:令和4年7月29日～10月31日)	対策本部
4) 病床等確保と入院患者受入体制			
60	R2/4/1～	・県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、保健福祉部
61	R2/4/7～	・対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、保健福祉部
62	R2/5/26	・医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
63	R3/12/10	・保健・医療提供体制確保計画に基づく病床等を確保 病床:通常時最大709床(計画上650床) 緊急時最大799床(計画上750床) 宿泊療養施設:最大室数603室(計画上600室) 入院待機ステーション:2施設(いわき市・郡山市(追加))	対策本部、保健福祉部
64	R4/3/25	・宿泊療養施設の稼働室数1,547室	対策本部
65	R4/9/12	・入院待機ステーションを新たに会津若松市に設置	対策本部、保健福祉部
66	R4/10/1	・保健・医療提供体制確保計画に基づく病床等を見直し 病床:即応病床 755床 通常時最大 759床 緊急時最大 831床 (うち重症者用病床数 46床)	対策本部、保健福祉部

5) 患者受入・移送体制

67	R2/6/11	・新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、保健福祉部
----	---------	---	------------

6) 医療人材の確保

68	R2/5/26	・[再掲]医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
----	---------	---	------------

7) 診療情報の共有

69	R2/4/30	・「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、保健福祉部
70	R2/5/14	・「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有(特例包括対応)の運用を開始	対策本部、保健福祉部

(5) 経済・産業・雇用対策

① 企業への経営支援等

71	R2/3/5	・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
72	R2/7/9～	・活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助)	商工労働部

73	R4/3/25	・福島県内在住者を対象とする福島県内に1泊以上宿泊する商品を対象とした宿泊割引事業「県民割プラス」の予約受付を開始。	観光交流局
	R4/3/30	・県民割の対象範囲を拡大し、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、新潟県内在住者を対象に加えた予約受付を開始	
	R4/5/6	・県民割の実施期間を延長するとともに、対象範囲を拡大し、新たに北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県を対象に加えた予約受付を開始	
	R4/9/30	・県民割の実施期間を延長し10/10宿泊分までの予約受付を開始。(宿泊対象期間:10/1チェックイン～10/11チェックアウト)	
74	R4/10/1	・新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子型)及び伴走支援型特別資金(新型コロナに係るもの)の取扱期間の延長(令和5年2月28日融資実行分まで)	商工労働部
75	R4/10/11	・全国を対象とした旅行割引「福島県「来て。」割」の適用を開始(割引対象期間:10/11チェックイン～12/21チェックアウト分)	観光交流局
②世帯への貸付制度等			
76	R2/3/25	・新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
77	R2/4/20～	・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部
③相談体制			
78	R2/1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)	商工労働部
79	常設	・福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
80	R2/3/3	・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
81	R2/2/14～	・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
82	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
83	R2/4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
84	R2/4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
85	R3/4/1～	・新型コロナウイルス感染症の影響で、中食・外食向け米の販売量が減少し、前年に比べ民間の米の在庫量が増加することに伴い、令和2年産米に続き、令和3年産米の価格下落が懸念されていることから、令和3年産の主食用米を飼料用米等の非主食用米への作付の転換を推進する。	農林水産部
86	R3/10/8	・新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3年又は令和4年の収入保険に新規加入する際の保険料の一部に対して補助金を交付する。	農林水産部
87	R3/10/9～	・新型コロナウイルス感染症の影響で中食・外食向け県産米の販売量が減少し、米の在庫量が増加していることから、県内量販店での販売キャンペーンを実施し、県産米の需要拡大と在庫量の解消を図る。	農林水産部
88	R3/10/11～	・新型コロナウイルス感染症による飲食事業者の休業等に伴い、県産農林水産物の外食需要が低迷し影響を受けている事業者があることから、コロナ禍でも売上好調なオンラインストアへの出店を支援し、事業者の販売力強化を図る。	農林水産部

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

89	常設	・ 児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
90	R2/4/17～	・ 陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
91	R2/9/9	・ 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
92	R2/10/7	・ インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部
93	R3/7/21	・ 新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におけるシトラスリボンの着用	対策本部
94	R3/9/15	・ インターネットを活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防止するための啓発事業を拡大して実施。「ゆたかくんとこころちゃんの思いやり物語」で人権侵害の具体的な事例を取り上げた4コマ漫画を掲載)	生活環境部
95	R4/2/8	・ 「優しさは、心を結ぶ。」において、改めて新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等防止の呼びかけを実施。	生活環境部

2) 緊急事態宣言後の取組み

96	R4/9/15	・ [再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	---------	-------------------------------	------

3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

97	R4/9/15	・ [再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	---------	-------------------------------	------

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 新型コロナウイルス感染防止に向けたワクチン接種に伴う職員のサービスの取扱い（接種を受ける場合、副反応が生じた場合）について各所属に通知。（R3/5/31）
- 子どもの感染拡大防止重点対策が終了し、基本対策に移行したことを踏まえ、以下の内容を各所属に通知。
 - ・在宅勤務等の積極的な活用
 - ・職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
 - ・職務外においても基本的な感染対策を徹底すること（R4/6/13）
- 令和4年9月1日付け4健第6501号保健副支部長通知で、陽性者の療養期間等が見直されたことに伴い、以下の内容を各所属へ通知。（R4/9/14）
 - ・陽性者療養期間日数等の変更
 - ・濃厚接触者の把握方法
 - ・施設の消毒方法、自宅待機及び健康観察日数等
- 令和4年9月26日から全国一律で全数届け出の見直しが行われたことに伴い、「職員の新型コロナウイルス陽性者発生者報告書（適用：令和4年9月26日）」を改正し各所属へ通知。（R4/9/21）
 - ・年代、性別、症状の内容、陽性者との接触、職場の状況等の項目を削除

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ こども未来局

- 市町村に対し、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間及び健康観察の重点化について通知する文書を発出。（R4/7/29）
- 市町村に対し、夏休み中における放課後児童クラブ等での感染症対策の徹底（学校との連携・熱中症への対応）を依頼する文書を発出。（R4/8/10）

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備（出発、到着とも対応可）
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ（R3/5/21令和3年度第5号補正専決処分）
- 県内旅行者、福島県旅行業協会、福島県観光物産交流協会、県内観光協会、ビッグパレットふくしま、民泊事業者、福島空港、日本橋ふくしま館、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、県通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」について周知。
- 観光庁「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」に基づく、本県における「陽性者発生時を含む緊急時の対応」をとりまとめ、コロナ本部と調整の上、ホームページに掲載。（R4/6/27）
- 県内旅行者、福島県旅行業協会、民泊事業者、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、市町村観光担当課に対し、観光庁「外国人観光客受入れ対応に関するガイドライン」（R4.9.2改訂）について周知。（R4/9/6）

◆ 土木部

(1) 県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更（R2/5/22～）

(2) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年度及び令和3年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。（令和2年9月議会福島空港条例改正）
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則6ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額
- 発注者支援業務等で県出先事務所に常駐している担当者のテレワーク活用を可能にし、関係団体に情報提供した。（R2/12/23）

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(R2/4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底（消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など）
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ月間猶予

◆ 病院局

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施（R2/3/6～）
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限（R2/3/9～）
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整（R2/3/11～）
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施（R2/4/17～）

◆ 議会事務局

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（R2/4/16～）

◆ 警察本部

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

◆ 知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施